

HP公開用

2018 水防法
横浜駅東口地下街
避難確保・浸水防止計画



2018年6月29日

横浜駅東口地下街共同防火・防災管理協議会

【目 次】

| | |
|---------------------------------|---|
| 第1条 計画の目的 ----- | 1 |
| 第2条 計画の対象範囲 | |
| 第3条 計画の適用範囲 | |
| 第4条 協議会設置 | |
| 第5条 関係機関との連携 | |
| 第6条 自衛水防組織の設置 | |
| 第7条 風水害緊急対策本部----- | 2 |
| 第8条 配備体制等 | |
| 第9条 情報収集 ----- | 3 |
| 第10条 浸水防止に関する警戒活動 | |
| 第11条 避難誘導----- | 4 |
| 第12条 防災教育 | |
| 第13条 水害対策訓練----- | 5 |
| 第14条 避難確保及び浸水防止を図るための施設及び資機材の整備 | |

【添付資料等】

- 別添 1 横浜駅東口地下街共同防火・防災管理協議会名簿
別添 2 横浜駅東口地下街自衛水防組織活動要領
別表 1 横浜駅東口地下街活動体制における班の主な業務内容
別表 2 自衛水防組織装備品リスト
別添 3 横浜駅東口地下街自衛水防組織図
別添 3-2 任務分担表
別添 4 風水害緊急対策本部体制表
別添 5 気象情報等の入手先一覧
別添 6 風水害時の即報要領について
別添 7 横浜駅東口地下街緊急連絡網
別添 7-2 外部機関の連絡先一覧
別添 8 横浜駅東口地下街ポルタ避難経路図
別添 8-2 横浜駅東口地下駐車場避難経路図
別添 9 広報文例
別添 10 地下街ポルタ水防資機材配置図
別添 10-2 止水設備一覧表

横浜駅東口地下街避難確保・浸水防止計画

(計画の目的)

第1条 この計画は、水防法第15条の2第1項に基づき必要な措置に関する計画を作成し、横浜駅東口地下街（横浜駅東口地下街ポルタ及び横浜駅東口地下駐車場）の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることを目的とします。

2 この計画の修正は、軽微な事項については関係者協議のうえ決定するものとし、経費を必要とするなど重要な事項については、権限を有する者が協議のうえ決定します。

(計画の対象範囲)

第2条 この計画の対象範囲は、横浜駅東口地下街とします。なお、地下街と関連する地下空間の範囲（以下「横浜駅東口地下街等」という。）は、次のとおりとします。

(1) 横浜駅東口地下街の範囲

| 地下街名称 | 出入口数 | 敷地面積 | 地階数 | 地上階数 |
|--------|------|--------------------------|-----|------|
| 地下街ポルタ | 29 | 21,065.78 m ² | B3 | — |

(2) 横浜駅東口地下街等の地下空間の範囲

横浜駅東口地下街を中心とした各接続ビルを含む地域の範囲とします。

(3) 接続ビルの状況 ※他施設の敷地面積は非公表です。

| ビル名 | 出入口数 | 敷地面積 | 地階数 | 地上階数 |
|-------------|------|------------------|-----|------|
| 横浜新都市ビル | 33 | ○○m ² | B3 | 10F |
| スカイビル | 18 | ○○m ² | B3 | 30F |
| （株）崎陽軒ビル | 8 | ○○m ² | B2 | 8F |
| （株）ルミネ横浜ビル* | 11 | ○○m ² | B3 | 9F |
| JR 東日本横浜駅 | 18 | ○○m ² | B3 | 7F |

*（株）ルミネ横浜ビルは、平成28年12月現在、横浜市防災計画で接続ビルとはされていない。

※JR 東日本横浜駅は、浸水防止・避難確保計画を任意提出済み。

※その他、きた通路（市都市整備局）が接続しているが、水防統括管理者等が現在未整備となっている。

(計画の適用範囲)

第3条 この計画は、横浜駅東口地下街に勤務又は利用する全てのものに適用します。

(協議会設置)

第4条 当該地下街の災害発生時の対応について事前に協議するため、横浜駅東口地下街共同防火・防災管理協議会協議事項第1条に定める協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

2 協議会の構成は、別添1「横浜駅東口地下街共同防火・防災管理協議会」のとおりとします。

(関係機関等との連携)

第5条 風水害対策において横浜駅東口地下街が連携協力して活動する関係機関等は次のとおりです。

(1) 横浜駅東口共同防火防災管理協議会

横浜駅東口地下街の自衛水防組織は、横浜駅東口共同防火・防災管理協議会（昭和60年11月設置：7団体、1協力事業所で構成され事務局は横浜新都市センター（株））の構成組織のひとつであり、同協議会では、地下街と接続ビルが相互に協力して地下空間の利用者の安全を図るために「全体の避難確保・浸水防止計画」を定めており、この中で水防指令などを発令するので、実務においては本計画と「全体の避難確保・浸水防止計画」との整合を図りながら、水防対策の運用を図ります。

(2) 横浜駅周辺混乱防止対策会議

横浜駅周辺混乱防止対策会議は、横浜市防災計画に規定され、駅周辺事業者、鉄道事業者、地元自治会町内会、警察及び横浜市で構成（事務局は、横浜市危機管理室）されており、災害時、横浜駅東口地下街は、東口情報拠点（IP 無線配置）として、行政機関と情報の受伝達を行うこととなっている。

（自衛水防組織の設置）

第6条 浸水危険時に、迅速かつ効果的な対応を図るため、別添2「横浜駅東口地下街ポルタ自衛水防組織活動要領」に基づき、自衛水防組織を設置し、予め体制や役割を定めます。

2 体制及び役割

体制については、別添3「横浜駅東口地下街自衛水防組織図」のとおりとし、自衛水防隊を編成し自衛水防隊長を置きます。また、主な任務は別添3-2「任務分担表」のとおりとします。

3 自衛水防隊は、ポルタ防災センターを活動の拠点とします。

4 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施します。

(1) 毎年4月に新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施します。

(2) 每年5月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達、浸水防止及び避難誘導に関する訓練を実施します。

（風水害緊急対策本部）

第7条 風水害に対処するため横浜新都市センター株式会社（以下「本社」という。）に風水害緊急対策本部（以下「緊対本部」という。）が設置された場合の本部体制は、別添4「風水害緊急対策本部体制表」のとおりとします。

2 防災センターに現地本部を設置する場合は、自衛水防組織の統括管理者が現地本部長を兼任します。

3 緊対本部の設置場所

緊対本部は、本社総務部に置きます。

4 緊対本部の解散

水害の危険が解消されたと認められたとき、あるいは水害の発生による応急対策が完了したときに緊対本部の本部長の指示で解散します。

（配備体制等）

第8条 横浜新都市センター危機管理マニュアル（平成20年4月1日制定）に基づく情報連絡体制及び緊対本部の設置は、原則として次の基準により行います。

(1) 情報連絡体制確立の基準

- ア 神奈川県東部又は横浜市域に「大雨洪水警報」が発表されたとき
- イ 帰子川の内海橋又は元平沼橋に「水位情報（氾濫注意水位）」が発表されたとき
- ウ 横浜に「高潮警報」が発表されたとき
- エ その他、浸水のおそれがあるとき

(2) 緊対本部設置の基準

- ア 横浜市域に大雨又は高潮の「特別警報」が発表されたとき
- イ 西区内の帰子川水系に「水位情報（避難判断水位又は氾濫危険水位）」が発表されたとき
- ウ 市長又は区長から流域に「避難勧告・避難指示（緊急）」が発令されたとき
- エ その他、本部長が必要と認めた場合

(3) 活動体制

- ア 情報連絡体制の場合は、本社の総務部、地下街の営業第二部、ポルタ防災センター及び地下街駐車場の自衛水防組織の一部の要員が主体となり活動します。ただし、自衛水防組織統括管理者が必要と認める場合は、自衛水防組織の中から活動要員を指名して増強することとします。
- イ 緊対本部体制の場合は、原則として本社及び自衛水防組織の全ての要員が活動します。

(情報収集)

第9条 台風の接近や気象注意報等発表の際の情報収集については、次のとおりとします。

(1) 情報収集

浸水の危険性把握のために、次により情報の収集を行う。

ア 収集する情報

- ・気象情報
- ・河川水位情報
- ・行政機関からの情報
- ・被害状況

イ 収集手段

収集手段は次のとおりとし、入手先一覧を別添5に示す。

- ・インターネットによる収集
- ・テレビ、ラジオ等から気象情報を収集する。
- ・地上部の状況及び河川の水位状況を目視で確認する。
- ・行政機関からの情報提供
- ・施設内警戒活動

(2) 情報伝達

ア 緊対本部や情報連絡体制の配備体制を構築する前に風水害の影響等について速やかな情報収集を行うため別添6風水害時の即報要領の様式1に基づき報告すること。

イ 浸水の危険性を感じたり、各種情報により浸水の予測があったときには、速やかに情報を統括管理者に伝達すること。

ウ 平日(9:15～17:45)は自衛水防組織の担当者間で情報共有し、夜間、休日等の伝達は、防災センターから緊急連絡網(別添7「横浜駅東口地下街緊急連絡網」参照)で統括管理者等へ連絡すること。

エ 防災センターが横浜市から横浜周辺混乱防止対策の東口情報拠点とされていることから、行政機関からIP無線、FAX等で入手した情報は、別添7-2「外部機関の連絡先一覧」により地下街と接続する他のビル等へ情報伝達し、必要な場合、相互協力して活動体制をとります。

(浸水防止に関する警戒活動)

第10条 地下街等への浸水を防止するため、危険度の段階によって対策をとるものとします。

(1) 第1段階 ※通常体制

ア 参考とする気象情報

大雨・洪水注意報や局地的な大雨など

イ 対応する内容

浸水に備えた準備を行う。

ウ 対応する人員

統括管理者、自衛水防隊長、防災センター警備員等

(2) 第2段階 ※情報連絡体制

ア 参考とする気象情報等

大雨洪水警報、水位情報(氾濫注意水位)など

イ 対応する内容

①止水板の設置など、浸水に備えた対応をとります。

②浸水状況の確認を行います。

ウ 対応する人員

情報連絡体制を運用するために必要な要員

(3) 第3段階 ※緊対本部体制

ア 参考とする気象情報等

- 避難勧告・避難指示（緊急）、特別警報など
- イ 対応する内容
全員が避難する。
- ウ 対応する人員
原則として全社員、従業員等

（避難誘導）

第 11 条 避難誘導については、次のとおり行います

- (1) 避難誘導の原則
地下街等に浸水が予想されたり、また、雨水等が流入してきた場合には、地下街の利用者の避難を最優先に行います。
- (2) 避難時期
避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合又は統括管理者の判断により避難を開始します。
- (3) 避難誘導時の行動
避難誘導時の行動については次の点に注意すること。
ア 館内放送設備などを使って、現在の浸水等の状況について利用者に説明するとともに、落ち着いて避難するよう呼びかける。
イ エレベータやエスカレータなどの電気設備の利用を絶対に行わないよう周知する。
ウ あらかじめ決められた避難誘導班が、所定の位置につき、利用者を安全な方法で避難させる。
エ 災害時要配慮者を見かけた場合は、周りの人達の協力を得ながら支援し迅速に避難誘導する。
- (4) 避難経路
避難経路並びに安全な避難先については、事前に検討し、避難経路図を街内の目に付きやすい場所に標示します。
なお、避難経路図については、別添 8 「横浜駅東口地下街ポルタ避難経路図」、別添 8-2 「横浜駅東口地下駐車場避難経路図」に示します。
- (5) 避難誘導方法及び留意事項
ア 街内の滞留者がパニックにならないように、避難誘導班をはじめ、各班員は落ち着いて行動すること。
イ 浸水による停電が考えられるため、エレベータやエスカレータは絶対に利用せず、また、使用しないように呼びかけること。
ウ 一斉停電に備え、各店舗等には、平常時から懐中電灯等を用意しておくこと。
エ 要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の災害時に配慮する者）に配意すること。
- (6) 館内放送の内容
周知すべき内容の気象情報を入手した際や、避難勧告などの情報を入手した場合には、別添 9 「広報文例」を活用し館内放送等を利用して利用者に知らせます。

（防災教育）

第 12 条 従業員等への防災教育は、次のとおり行います。

- (1) 防災教育の計画
従業員等に対し、日頃からの防災に対する心構えや、いざという時の対応方法などを教育し、自主防災への積極的な取り組みを図っていきます。
- (2) 防災教育及び研修の時期
地下街等の従業員等に対して、次の内容を教育する。また、教育を行う時期については次表のとおりとします。
ア 教育内容
・避難確保計画の内容の周知徹底
・浸水予防の周知徹底

- ・防災体制の周知徹底
- ・水害に関する知識の醸成
- ・その他、施設の防災管理上必要な事項

イ 教育実施時期

| 時 期 | 対 象 者 | 内 容 |
|--------|----------|---|
| 4月 | 新採用の従業員等 | 避難確保・浸水防止計画の説明 |
| 5月及び9月 | 全従業員 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保・浸水防止計画の周知徹底 ・浸水対策の周知徹底 ・防災体制の周知徹底 ・水害に関する知識の醸成 |
| 隨時 | 班別の従業員等 | <ul style="list-style-type: none"> ・各班の任務分担と実施事項の確認 ・災害対策全般の知識の情勢 |

(水害対策訓練)

第13条 水害対策訓練については、次のとおり行います

(1) 水害対策訓練の計画

浸水などの被害を防止したり、実際の浸水時に素早い対応を図るため、従業員等を参加させた訓練を行います。また、地下で接続する他のビルと共同で訓練を行うほか、各種団体等とも協力して開催します。

(2) 水害対策訓練の内容

ア 動員訓練

緊急連絡網を通じて所定の場所に動員する訓練

イ 緊対本部設置訓練

緊対本部の編成及び人員配備に関する訓練

ウ 浸水防止訓練

排水用、止水用資機材等の取扱いに関する訓練

エ 情報収集伝達訓練

情報の収集方法とその伝達についての訓練

通信機器取扱い訓練

オ 避難訓練と避難誘導訓練

避難するために必要な資機材等の配備と避難誘導方法に関する訓練

災害時要配慮者の避難誘導に関する訓練 など

カ 救出救護に関する訓練

逃げ遅れや負傷者等の救出や救護に関する訓練

(3) 訓練実施時期

| 時 期 | 対 象 者 | 内 容 |
|--------|----------|-------------------|
| 4月 | 新採用の従業員等 | 避難確保・浸水防止訓練の説明 |
| 5月及び9月 | 全従業員 | 避難確保・浸水防止計画に基づく訓練 |
| 隨時 | 班別の従業員等 | 役割に応じた訓練 |

(避難確保及び浸水防止を図るための施設及び資機材の整備)

第14条 施設、資機材の整備等については、次のとおり行います。

(1) 浸水に備えるため、止水板などの施設の整備を行う。

(2) 浸水に備えるため、土のう等の止水用資機材等を準備しておき、保管場所や使用方法について、従業員等に周知する。

2 保有する浸水防止用資機材一覧

地下街が保有する浸水防止用の資機材の一覧は、次表のとおりとします。

＜浸水防止用資機材一覧＞

| 浸水防止用資機材 | 基数等 |
|---------------|------------------------------------|
| 止水シート | 階段口 10 箇所 (60cm 高) |
| 止水膜（ウォーターゲート） | 階段口、非常口等 10 箇所 (50cm 高×1、35cm 高×9) |
| 組み立て式止水板 | タクシー広場側非常口 5 箇所 (34.6cm 高 2 段積み) |
| 土のう | 200 袋 (タクシー広場内倉庫保管) |

3 止水設備の設置場所

別添 10 地下街ポルタ止水設備配置図及び別添 10-2 止水設備一覧表のとおり

【附則】

- ・平成 19 年 4 月 1 日 地下街等の避難確保計画を作成
- ・平成 22 年 10 月 1 日 一部改訂する。
- ・平成 23 年 3 月 17 日 一部改訂する。
- ・平成 24 年 2 月 1 日 一部改訂する。
- ・平成 25 年 12 月 17 日 避難確保・浸水防止計画として一部改訂する。
- ・平成 26 年 1 月 14 日 一部改訂する。
- ・平成 29 年 1 月 1 日 全部改訂する。
- ・2018 年 6 月 29 日 一部改訂する。

※第 5 条の追加、用語の修正等

横浜駅東口地下街共同防火・防災管理協議会名簿

H28年12月12日

| 役名 | 事業所名 | 役職名 |
|------------|----------------------------|-----------------|
| 会長 | 横浜新都市センター株式会社 | 総務部担当取締役 |
| 副会長 | 〃 | 営業第二部長 |
| 統括防火・防災管理者 | 〃 | 防災保安担当部長 |
| 委員 | 〃 | 管理部長 |
| 〃 | 〃 | 営業第二部次長(自衛消防隊長) |
| 〃 | 京急サービス株式会社横浜支店 | 部長 |
| 〃 | 〃 | 警備担当所長 |
| 〃 | 〃 | 設備担当所長 |
| 事務局 | 横浜新都市センター株式会社総務部内 (防災保安担当) | |

横浜駅東口地下街自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

- 第1条 管理権原者は、洪水時において避難確保・浸水防止計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。
- 2 自衛水防組織には、統括管理者及び自衛水防隊を置く。
 - (1) 統括管理者は、管理権原者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。
 - (2) 統括管理者は、洪水時における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。
 - (3) 自衛水防隊に自衛水防隊長を置き、自衛水防隊長は、統括管理者の指揮の下に自衛水防隊を統括し指揮する。
 - 3 管理権原者は、統括管理者の代行者を自衛水防隊長と定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。
 - 4 自衛水防組織に地区及び班を置く。
 - (1) 地区は、第1地区、第2地区、第3地区、第4地区及び駐車場地区とし、それぞれに地区隊長、副地区隊長及び隊長補佐を置く。
 - (2) 地区に情報収集班、警戒活動班及び避難誘導班を置き、各班に班長を置く。
 - (3) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。
 - (4) ポルタ防災センターを自衛水防組織の活動拠点とし、自衛水防隊長と本部隊員を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

- 第2条 管理権原者は、従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。
- 2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権原者は、社員や近隣在住の従業員等の非常招集も考慮して組織編成に努めるものとする。
 - 3 管理権原者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

- 第3条 管理権原者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。
- (1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。
 - (2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者がポルタ防災センター及びポルタ街内倉庫に保管し、必要な点検を行うとともに、点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

- 第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保・浸水防止計画に基づき情報収集、浸水防止、避難誘導等の活動を行うものとする。

横浜駅東口地下街活動体制における班の主な業務内容（任務）

| 区分 | 事柄 | 対応する班、担当者等 | 業務活動内容 |
|--------|--------------------------------------|---------------|---|
| 情報連絡体制 | ①大雨洪水警報の発表 ②水位情報(氾濫注意水位)の発令 | 新都市センター防災保安担当 | 統括管理者から各班に情報連絡体制を確立した旨連絡する。 行政やテレビ、インターネット等から気象情報を入手する |
| | | 新都市センター管理班 | 浸水に備えて施設点検、水防資機材の準備等を実施する。 |
| | | 新都市センター営業第2班 | 自衛消防隊への情報連絡、緊対本部体制移行の準備 |
| | | 防セン本部隊 | 気象情報の収集伝達、関係機関との連絡、施設の点検及び応急対策の実施、被害の確認、街内放送、その他 |
| | | 駐車場地区 | 本部隊に準じる。 |
| | | 対策本部設置 | 統括管理者から本部隊、自衛水防隊長に連絡を入れ、活動方針を伝える。 |
| 対策本部体制 | ①大雨又は高潮特別警報の発表 ②水位情報(避難判断水位以上)の発表 | 新都市センター総務班 | 緊対本部の運営、情報の収集、関係機関との連絡調整、方針決定など |
| | | 新都市センター営業第2班 | 自水隊の活動、応急対策の実施、二次災害防止など |
| | | 自水隊本部隊 | 関係機関との連絡調整、非常放送等、水防資機材の設置、被害調査、避難誘導、応急対策の実施など |
| | | 自水隊情報収集班 | 地表の降雨の様子や街内への浸水の状況等を監視、各班への連絡など |
| | | 自水隊警戒活動班 | 降雨状況の確認、被害発生の抑止対策実施、水防資機材の設置支援、応急救護など |
| | | 自水隊避難誘導班 | 避難する際に障害となる物件等の除去、経路の確認、避難誘導など |
| | ①浸水の危険が増してきたとき ②避難勧告・指示(緊急)の発令時 | 新都市センター統括管理者 | 避難誘導の指示、現場での活動方針の決定など |
| | | 新都市センター総務班 | 緊対本部の運営、情報の収集、周辺事業者及び関係機関との連絡調整、応援職員の派遣、方針決定など |
| | | 自衛水防隊長 | 避難誘導方法の検討と実施、非常放送内容の検討と実施 |
| | | 自水隊本部隊 | 警戒監視、関係機関との連絡調整、非常放送等、水防資機材の設置、被害調査、避難誘導、応急対策の実施など |
| | | 自水隊情報収集班 | 街内者への情報提供、各班への情報伝達、伝令など |
| | | 自水隊警戒活動班 | 避難状況の把握、避難もれ等の確認、要援護者の避難の介助、応急救護など |
| | | 自水隊避難誘導班 | 避難する際に障害となる物件等の除去、経路の確認、避難誘導など |
| | 施設への著しい浸水等 | 新都市センター総務班 | 消防署等の公的機関に連絡し応援を求める |

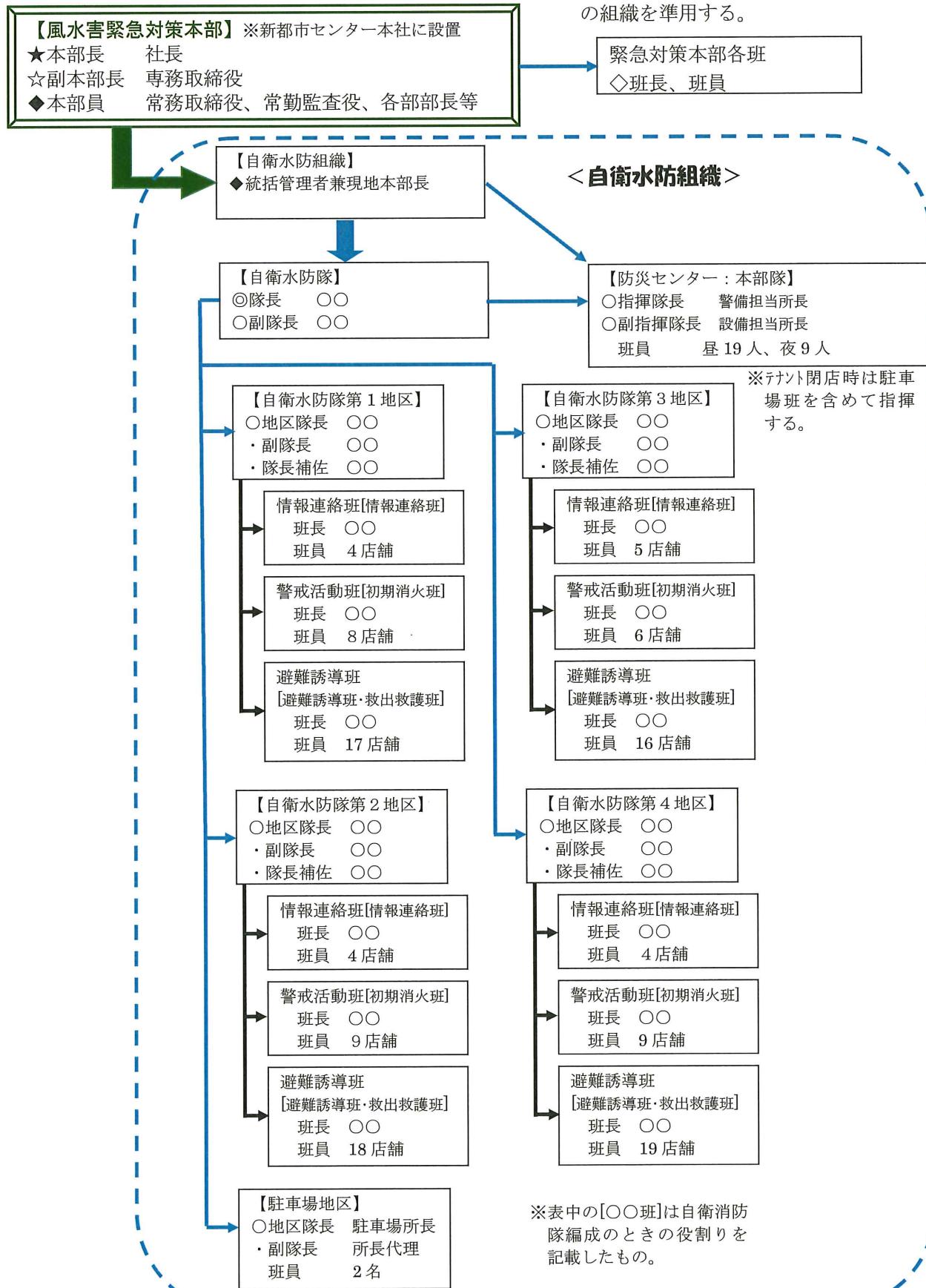
<凡例> • 緊対本部 →緊急対策本部
 • 新都市センター→横浜新都市センター株式会社
 • 防セン →ポルタ防災センター
 • 自水隊 →自衛水防隊

自衛水防組織装備品リスト

| 任 務 | 装 備 品 |
|----------|-------------------------------------|
| 各班共通 | 非常持ち出し袋、ヘルメット、警笛、ライト類（懐中電灯等）、共通図面など |
| 自衛水防隊 | 名簿（従業員等）、ラジオ、拡声器、無線機、応急救護用資機材 |
| 自水隊情報収集班 | メモ類、携帯用拡声器、メガホンなど |
| 自水隊警戒活動班 | 携帯用拡声器、メガホンなど |
| 自水隊避難誘導班 | 携帯用拡声器、メガホン、誘導の標識など |

※今後整備する資機材を含む。

横浜駅東口地下街自衛水防組織図



任 務 分 担 表

| 組 織 | 主 な 任 務 内 容 |
|-----------------------------|---|
| 自衛水防組織統括管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ・自衛水防組織を統括する。また、緊急対策本部が設置された場合は、現地本部長として、活動全般を指揮する。 |
| 自衛水防隊長 (自衛水防組織副統括管理者) | <ul style="list-style-type: none"> ・自衛水防隊の活動を指揮・統括するし、指揮する。 |
| 自衛水防隊副隊長 | <ul style="list-style-type: none"> ・活動状況を掌握し、活動内容、対応策等を隊長に進言する。また、隊長不在時は職務を代行する。 |
| 防災センター 本部隊指揮班長 (班長補佐) | <ul style="list-style-type: none"> ・原則として統括管理者、自衛水防隊長の指揮の下に活動する。 ・地区隊の活動を支援する。 <p><平日></p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位情報や台風状況の収集伝達 ・被害発生が予想される施設の点検監視 ・必要な場合は止水板等の水防資機材を設置 ・非常放送の実施 ・避難誘導の実施 ・接続ビルとの情報交換 ・その他応急対策の実施 <p><休日、夜間></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統括管理者等への緊急連絡の実施 ・上位指揮者の不在時は、到着まで全体を指揮統括する。 |
| 各地区隊長 | <ul style="list-style-type: none"> ・平常時において気象情報等を従業員に伝える。 ・自衛水防隊長の下命事項を判断し実施する。 ・班長及び班員を指揮統括し、地区内の応急対策を実施する。 |
| 情報収集班 | <ul style="list-style-type: none"> ・水害の発生に備えて営業第二部や防災センターと連絡を密に保つ。 ・水害発生時に地区内の被害状況を収集し、地区隊長に報告する。 ・避難開始が指示された場合、利用者に速やかに伝える。 |
| 警戒活動班 | <ul style="list-style-type: none"> ・浸水に備え、水防用資機材等を点検し、準備する。 ・施設内の浸水状況を把握し、可能な場合は応急活動を実施する。 ・要配慮者の避難時の介添えに配意する。 |
| 避難誘導班 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路の確認・点検や拡声器、懐中電灯等の避難活動に必要な資機材を事前に準備し避難誘導に備える。 ・避難が指示された場合、安全を第一に迅速に避難誘導を行う。 |

風水害緊急対策本部体制表

<緊急対策本部>

| 区分 | 担当者 | 配置場所 |
|--------|---|-------------------------|
| ★本部長 | 横浜新都市センター株式会社社長 | 対策本部（本社） |
| ☆副本部長 | 専務取締役 | 同 上 |
| ◎本部員 | 常務取締役、常勤監査役、各部長、上席調査役、安全管理担当者、横浜新都市サービス㈱各部部長及び安全管理担当者 | 同 上 ※本部員の一部は、班長を兼ねる。 |
| 事務局 | 総務部 | 本社総務部内 |
| ◎現地本部長 | 防災保安担当部長(統括防火防災管理者) | ポルタ防災センター |

※緊急対策本部は、本部長が設置を発令する。

<緊急対策本部の班編成>

| 班の名称 | 班長・副班長（責任者） | 班 員 | 配置場所 |
|-------|------------------------------|------------------|-----------|
| 総務班 | 総務部長 (副)経理部長 (副)業務監査部長 | 総務部、経理部、業務監査部の職員 | 対策本部（本社） |
| 広報班 | 総務部長(兼任) | 総務部職員 | 同 上 |
| 情報収集班 | 経営企画部長 (副)同部次長 | 経営企画部職員 | 同 上 |
| 営業第1班 | 営業第一部長 (副)同部次長 | 営業第一部職員 | 新都市ビル 9F |
| 営業第2班 | 営業第二部長 (副)同部次長 | 営業第二部職員 | ポルタ B1 |
| 管理班 | 管理部長 (副)同部次長 | 管理部職員 | 対策本部（本社） |
| 駐車場班 | 上席調査役 (副)同部次長 | 駐車場担当職員 | 同 上 |
| 業務班 | 業務部長(新都市サービス) (副)同部次長 | 業務部職員 | 同 上 |
| 現地本部 | 防災保安担当部長 (現地本部長) | 防災保安担当職員 | ポルタ防災センター |

※班長が不在の場合は、職務上位者が代行するが、営業第一部及び営業第二部の次長職は、自衛消防隊長（自衛水防隊長）の職務を優先する。

気象情報等の入手先一覧

※インターネット・メール等

| | 入手先 | 情報内容等 |
|---|--|--|
| 1 | 横浜市危機管理室 HP の防災情報 ※一括して関連情報 入手が可能 | <p>◆ http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/information.html</p> <p><災害情報></p> <p>1 警報・注意報 気象警報・注意報、<u>津波警報・注意報</u> 2 天気予報 天気予報、天気図、台風情報 3 水害 雨量（消防局）、川の防災情報（国土交通省）、河川水位、遊水地水位 レインアイよこはま（レーダー雨量情報・環境創造局）、潮位（港湾局） 4 積雪情報 積雪の深さ一覧表（気象庁）、積雪の深さ一覧表（横浜市）、 アメダス積雪深（気象庁） 5 地震 地震情報、横浜市の地震情報（横浜市が設置する強震計情報） 6 防災関連データ <u>防災関連データ</u></p> <p><ライフライン></p> <p>1 電気 停電情報（東京電力） 2 ガス ガス（東京ガス） 3 水道 断水情報等（水道局） 4 電話通信 NTT 東日本、KDDI 株式会社、NTT ドコモ株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社、ワイモバイル株式会社</p> <p><交通情報></p> <p>1 高速道路、有料道路 <u>高速道路交通情報、渋滞情報、通行止め情報</u> （東名高速、第三京浜、横浜新道、横浜横須賀道路） <u>首都高速道路交通情報、渋滞情報</u> （神奈川 1 号横羽線、神奈川 2 号三ツ沢線、神奈川 3 号狩場線、神奈川 5 号大黒線、湾岸線）</p> <p>2 鉄道運行状況 <u>横浜市営地下鉄、横浜シーサイドライン、東海道新幹線（JR東海）</u> JR 東日本、相鉄線、京急線、東急線、<u>横浜高速鉄道みなとみらい線、小田急線、湘南モノレール</u></p> <p>3 バス運行状況 <u>横浜市営バス、相鉄バス、横浜京急バス、東急バス、小田急バス、神奈川中央交通、川崎鶴見臨港バス、江ノ電バス、フジエクスプレス横浜タウンバス、大新東株式会社（路線バス）</u></p> |
| 2 | 横浜地方気象台 HP ※気象庁の情報 | <p>◆ http://www.jma-net.go.jp/yokohama/5.html</p> <p>1 特別警報・警報・注意報 気象特別警報・警報・注意報、気象情報、海上警報、台風情報、洪水予報、 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、竜巻注意情報</p> <p>2 天気予報 天気予報、週間予報、季節予報、異常天候早期警戒情報、天気分布予報 地域時系列予報、解析雨量・降水短時間予報</p> <p>3 レーダー・アメダス等 天気図、レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）、気象衛星、 アメダス（地図形式 / 表形式）、黄砂情報（実況図 / 予想図）、紫外線情報 潮位観測情報、</p> <p>4 地震・津波・火山 大津波警報・津波警報・津波注意報、地震情報、東海地震関連情報、 噴火警報・予報、地震解説資料（神奈川県）、降灰予報</p> |
| 3 | 横浜市防災情報 Eメール ※携帯電話へ配信 | <p>◆登録先 entry-yokohama@bosai-mail.jp</p> <p>・気象特別警報・警報・注意報、河川水位情報、土砂災害警戒情報、緊急なお知らせ、 天気予報、その他 が配信される。</p> |
| | | |

風水害時の即報要領について

1 趣旨

この要領は、横浜新都市センター株式会社が管理する施設に影響がある風水害の発生において、事業継続委員会規定（平成20年4月制定）等に定める緊急対策本部や情報連絡体制（以下「緊急対策本部等」という。）の設置以前に生じる建物被害や影響等について速やかな情報収集を行い所管部門に即報することで、その後の危機管理体制の構築（緊急対策本部等の設置）等がスムーズに図れることなるため、その形式及び方法を定めるものとします。

2 即報対象

ゲリラ豪雨、台風、高潮、竜巻等に係わる風水害事象で地下街ポルタ及び新都市ビルに影響がある事象（被害及び被害の発生のおそれのある状況）とします。

3 担当地区、報告者等

次表のとおりとします。※アンダーラインは、市から管理を委託されている部分等

| NO | 担当地区 | 担当 ※「○」は報告者 | 報告様式 | 備考 |
|----|--------------------------|-----------------------------|---------|----|
| 1 | ポルタ地下街、 タクシー広場 | ○京急サービス(ポルタ防災センター勤務者)、営業第二部 | 様式1のとおり | |
| 2 | 横浜駅東口地下駐車場、 新都市ビル外周道路 | ○京急サービス(地下駐車場勤務者)、管理部 | 様式2のとおり | |

4 報告先

総務部防災保安担当部長

※当該部長不在時は、次の順位で連絡する。①防災保安担当者、②総務部長、③管理部長

5 報告方法

(1) 報告者は、担当地区を調査し、原則としてゲリラ豪雨等の場合は、事象が発生し始めてから30分以内に別添各様式に手書きで記載し（図面には場所、被害状況等を記載）、FAX送信（同時に電話連絡必要）又は伝令が防災保安担当まで持ち寄るものとします。

ただし、現場で災害が発生するなどして火急の対処が必要となり、様式での即報ができない場合は、迅速性を確保するべく加入電話、内線電話又は防災用無線機による口頭報告とします。

(2) 報告にあたって、様式の備考等に被害状況の規模などを書き込む場合は、調査員が目視したおおよむねのサイズ等の記載でかまわないとします。

<例> 公共通路の帶水の範囲は直径約3m、帶水の範囲は縦2m×横3m、
帶水量は約10立方メートル、道路冠水は幅2m×距離80m、道路陥没直径約1m、
大屋根ガラス3枚破損など

(3) 夜間、休日等の報告は、報告先の担当者不在となるので、緊急対策本部等の体制を構築するなどの緊急性ある場合を除き終息した場合は、翌朝報告（土日、祭日の場合は最初の平日の朝）とします。この場合の即報は、同種事案発生時の統計や研さん資料として扱います。

6 即報の処理

(1) 防災保安担当は、即報に基づき事案内容を分析し担当常務及び専務に状況を報告した後、危機管理上、必要な対処を図ります。

(2) 上記(1)の場合に更なる被害の発生が予想される場合は、防災保安担当部長の判断で危機管理マニュアル等に基づく情報連絡体制又は緊急対策本部を設置しての活動体制に移行します。

なお、緊急対策本部等が設置された場合でも、情報収集用の様式として本通知に基づく様式を適宜活用します。

7 その他

2018年一部修正

| 専務 | 担当常務 | 総務部長 | 防保部長 | 防保次長 | 防保係長 | 防保担当 |
|----|------|------|------|------|------|------|
| | | | | | | |

様式 1

☆即報集計様式

(風 水 害)

地下街ポルタ用

| | | | |
|-------------------|---|--|--------------|
| 事象 | <input type="checkbox"/> ゲリラ豪雨、 <input type="checkbox"/> 台風 号、 <input type="checkbox"/> 暴風・竜巻、 <input type="checkbox"/> 高潮 、 <input type="checkbox"/> 雪害 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 日時 | 年 月 日 () 時 分現在 | | |
| 場所 | 地下街ポルタ・タクシー広場(道路局所管)・その他() | | |
| 報告者 | 【京急サービス】 | | |
| 人的被害 | 心肺停止 負傷者 | 人 人 | <発生状況> |
| 建物被害等 (きた通路含む) | 全壊 | | |
| | 半壊 | | |
| | 一部破損 | 合計 箇所 () | |
| | 床上浸水 (冠水) | 合計 箇所 | |
| | 部分帶水 | 合計 箇所 | ※風雨で吹き込んだ箇所等 |
| | 雨漏り | 合計 箇所 第1地区(箇所) 、第2地区(箇所) 第3地区(箇所) 、第4地区(箇所) | |
| タクシー広場被害 | 道路冠水 | <input type="checkbox"/> 通行止め <input type="checkbox"/> 一部通行止め | |
| | 道路損壊 | | |
| インフラ | 水道 | <input type="checkbox"/> 使用可、 <input type="checkbox"/> 使用不可能 | |
| | 電話 | <input type="checkbox"/> 通話可、 <input type="checkbox"/> 通話不能 | |
| | 電気 | <input type="checkbox"/> 通電 、 <input type="checkbox"/> 停電 | |
| | ガス | <input type="checkbox"/> 使用可、 <input type="checkbox"/> 使用不可能 | |
| | その他 | | |

| 専務 | 担当常務 | 総務部長 | 防保部長 | 防保次長 | 防保係長 | 防保担当 |
|----|------|------|------|------|------|------|
| | | | | | | |

様式 2

☆即報集計様式

(風 水 害)

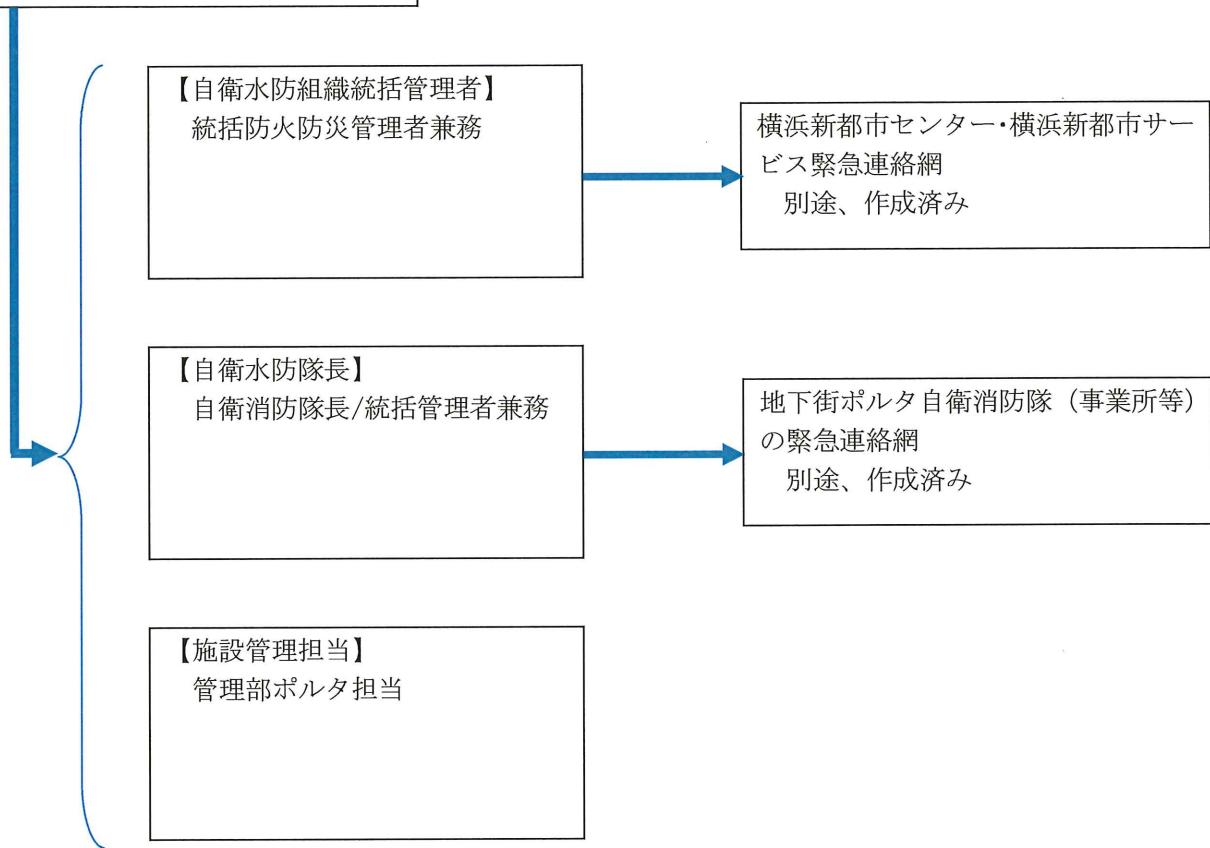
地下駐車場用

| | | | |
|---------|---|---|--------------|
| 事象 | <input type="checkbox"/> ゲリラ豪雨、 <input type="checkbox"/> 台風 号、 <input type="checkbox"/> 暴風・竜巻、 <input type="checkbox"/> 高潮 、 <input type="checkbox"/> 雪害 <input type="checkbox"/> その他() | | |
| 日時 | 年 月 日 () 時 分現在 | | |
| 場所 | 地下駐車場・外周道路(道路局)・その他() | | |
| 報告者 | 【京急サービス】 | | |
| 人的被害 | 心肺停止 負傷者 | 人 人 | <発生状況> |
| 建物被害等 | 全壊 | | |
| | 半壊 | | |
| | 一部破損 | 合計 箇所 () | |
| | 床上浸水 (冠水) | 合計 箇所 | |
| | 部分帶水 | 合計 箇所 | ※風雨で吹き込んだ箇所等 |
| | 雨漏り | 合計 箇所 | |
| 車両被害等 | 損壊等 | 合計 台 | |
| 外周道路被害等 | 道路冠水 | <input type="checkbox"/> 通行止め <input type="checkbox"/> 通行可 <input type="checkbox"/> 一部通行止め | |
| | 道路損壊 | | |
| インフラ | 水道 | <input type="checkbox"/> 使用可、 <input type="checkbox"/> 使用不可能 | |
| | 電話 | <input type="checkbox"/> 通話可、 <input type="checkbox"/> 通話不能 | |
| | 電気 | <input type="checkbox"/> 通電 、 <input type="checkbox"/> 停電 | |
| | ガス | <input type="checkbox"/> 使用可、 <input type="checkbox"/> 使用不可能 | |
| | その他 | | |

横浜駅東口地下街緊急連絡網（風水害時）

平成 28 年 12 月 1 日現在

ポルタ防災センター



外部機関の連絡先一覧

※電話番号は非公表

| 区分 | 連絡先 | 担当部署 | 担当者等 | 電話番号 | 他の手段 | 備考 |
|--|---------------------------|----------------------------|-----------------------|------|------------------|-----------|
| 消防 | 西消防署 (代表) | | — | | | |
| 警察 | 戸部警察署 (代表) | | — | | | |
| 区 関係 | 西区役所 (区災害対策本部等) | (代表) 総務課 | 危機管理係長 | | IP 電話(無線) fax | |
| | 西土木事務所 (代表) | | — | | | |
| 市 関係 | 横浜市役所 (代表) | | — | | | |
| | 総務局 危機管理室 | | 緊急対策課長 担当係長 | | IP 電話(無線) fax | |
| | 都市整備局 都市交通課 都心再生推進課 | | | | | |
| | 環境創造局 神奈川水再生センター | | | | | 第 1 ポンプ場等 |
| | 道路局道路部 施設課 | | | | | 地下広場 |
| 県 関係 | 神奈川県庁 (代表) | | — | | | |
| | 横浜川崎治水事務所 (代表) | | 管理課 | | | |
| | 県土整備局 都市整備課 | | | | | |
| | 安全防災局 災害対策課 | | | | | |
| 気象 | 横浜地方気象台 (代表) | | — | | | |
| 国 関係 | 横浜国道事務所 | | | | | |
| | 首都高速道路公団 神奈川管理局 | | | | | |
| ライ フ ラ イン | NTT 問い合わせ 東日本神奈川 | | | | | |
| | 東京電力 サービスセンター 横浜支社 | | | | | |
| | 東京ガス ガス漏れ専用 支社 | | | | | |
| | 横浜市水道局 | | | | | |
| | | | | | | |
| 医 療 機 関 | けいゆう病院 (代表) | | — | | | |
| | 市民病院 (代表) | | — | | | |
| | 桜木町夜間急病センター (代表) | | — | | | |
| | 市大センター病院 (代表) | | — | | | |
| 横 浜 駅 東 口 共 同 防 火 防 災 管 理 協 議 会 | 新都市ビル (そごう横浜店) | 防災センター 安全管理課 自衛消防隊長 | 警備員等 〃 総務部長 | | 共同防管専 用 IP 電話 | アイング |
| | スカイビル | 防災センター 統括防火管理 自衛消防隊長 | 警備員等 事業部長 〃 | | 共同防管専 用 IP 電話 | |
| | ルミネ横浜店 | 防災センター 統括防火管理 自衛消防隊長 | 警備員等 総務部長 調査役 | | 共同防管専 用 IP 電話 | |
| | 崎陽軒 | 防災センター 統括防火管理 自衛消防隊長 | 警備員等 宴会部長 専務取締役 | | 共同防管専 用 IP 電話 | |
| | 横浜米油 (熊沢ビル) | 防災センター 統括防火管理 自衛消防隊長 | 警備員等 支配人 〃 | | 共同防管専 用 IP 電話 | |
| | JR 東日本横浜駅 | 防災センター 統括防火管理 自衛消防隊長 | 警備員等 副駅長 〃 | | 共同防管専 用 IP 電話 | |
| | 京急サービス横浜支店 | (代表) | | | | |
| | | | | | | |

横浜駅東口地下街ポルタ

避難経路図

EMERGENCY ROUTE



非常の際のお知らせ

- ・火災を発見した場合は、従業員にお知らせしてください。
- ・避難の際は、店内放送並びに従業員の指示に従ってください。
- ・津波警報が発令された際は、高台へ避難してください。

横浜駅東口地下駐車場避難経路図（ボルタ地下街地下2階）



広報文例

◆気象情報等を入手した際の街内の放送文例 ※必ず2回以上繰り返して放送する。

1 気象情報（〇〇注意報）の発表（気象業務法第15条②）

- ・こちらは、ポルタ防災センターです。只今、（①横浜地方気象台、②報道ニュース）により、気象に関する（大雨、洪水、高潮）注意報の発表がありました。今後の気象情報にご注意ください。

2 気象情報（〇〇警報）の発表（気象業務法第15条②）

- ・こちらは、ポルタ防災センターです。只今、（①横浜地方気象台、②報道ニュース）により、気象に関する（大雨・洪水、高潮）警報の発表がありました。今後の気象情報にご注意ください。

3 水位情報（避難判断水位）の発表（水防法第16条③）

- ・こちらは、ポルタ防災センターです。帷子川水系に水位情報（避難判断水位）が発表されました。今後、さらに水位が高まると堤防から水が溢れ出す危険があります。お客様は、気象情報に注意し、早めに用事を済ませて退出されるようお願いします。

4 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令（災害対策基本法第56条）

- ・こちらは、ポルタ防災センターです。降雨が激しくなり、横浜市から帷子川が氾濫する水位に近づいていることで当地下街に「避難準備・高齢者等避難開始」の情報が伝達されました。高齢の方、障がいのある方、小さい子どもさんをお連れの方などは、早めに地下街から退避するようにしてください。気象情報に注意し、避難の準備行動を始めてください。

5 水位情報（氾濫危険水位）の発表（水防法第16条③）

- ・こちらは、ポルタ防災センターです。帷子川に水位情報（氾濫危険水位）が発表されました。河川が氾濫し浸水のおそれがありますので、至急退避してください。近くの高いところなどの安全な場所へ一時避難してください。

6 「避難勧告」の発令（災害対策基本法第60条）

- ・こちらは、ポルタ防災センターです。只今、（①横浜市長、②西区長）より、避難勧告の発令がありました。浸水のおそれがありますので街内のお客様は、速やかに地下街からの退出（避難）をお願いします。

7 「避難指示（緊急）」の発令（災害対策基本法第60条）

- ・緊急放送、緊急放送、こちらは、ポルタ防災センターです。只今、（①横浜市長、②西区長）より、避難指示（緊急）の発令がありました。浸水のおそれがありますので街内のお客様は、至急地下街からの退出（避難）をお願いします。

8 河川溢水の場合 ※横浜駅東口側

- ・緊急放送、緊急放送、こちらは、ポルタ防災センターです。帷子川の堤防から水が溢れ出しました。現在、周辺の道路は浸水し通行ができない状況です。地下街への浸水も予想されるので、近くの高いところなどの安全な場所へ一時避難してください。

9 街内に浸水してきた場合

- ・緊急放送、緊急放送、こちらは、ポルタ防災センターです。地下街に浸水が始まりました。お客様は従業員の指示に従って、至急、避難を開始してください。

10 地下街ポルタ閉鎖 ※社員、従業員に対しての指示

- ・緊急放送、緊急放送、こちらは、ポルタ防災センターです。地下街が水没するおそれがあるので、〇時〇分に施設を閉鎖します。社員、従業員等にあっては、準備を開始してください。

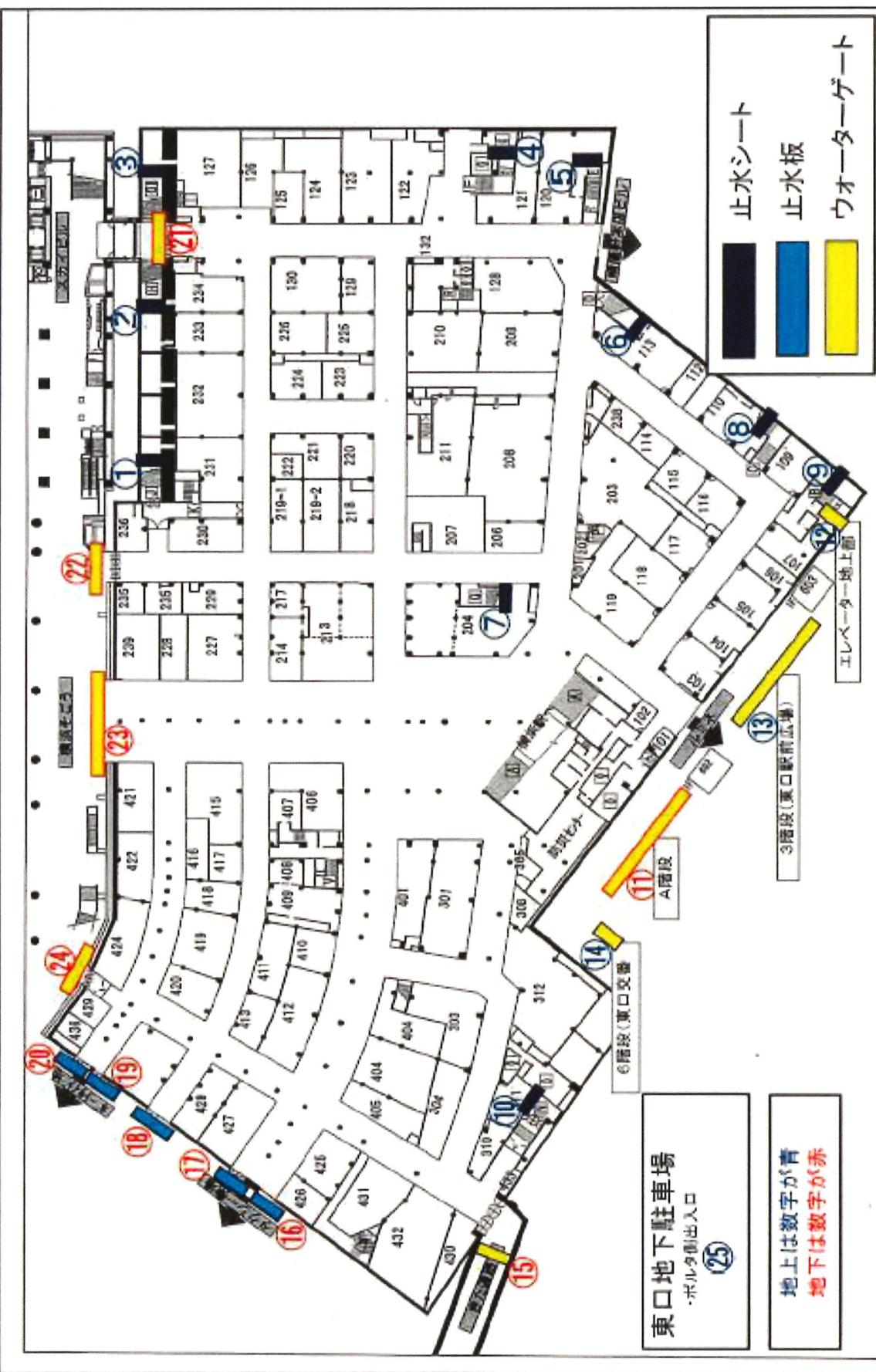
11 交通情報 ※遅延、運行停止が発生し始めた場合

- ・こちらはポルタ防災センターです。（①鉄道事業者、②横浜市）からの情報によると、現在、〇〇線は運行が遅延、〇〇線は全線運行停止しています。今後も交通機関の乱れが予想されますので、交通情報を留意して早めにご帰宅されるようお願い申し上げます。

地下街ポルタ止水設備配置図

別添 10

平成27年7月13日現在



止水設備一覧表

| | 名称 | 止水設備 | レベル | 備考 |
|----|--------------------------|------------------|-----|----|
| 1 | J 階段 | 止水シート (60 cm) | 地上 | |
| 2 | H 階段 | 止水シート (60 cm) | 地上 | |
| 3 | G 階段 | 止水シート (60 cm) | 地上 | |
| 4 | F 階段 | 止水シート (60 cm) | 地上 | |
| 5 | E 階段 | 止水シート (60 cm) | 地上 | |
| 6 | D 階段 | 止水シート (60 cm) | 地上 | |
| 7 | Q 階段 | 止水シート (60 cm) | 地上 | |
| 8 | C 階段 | 止水シート (60 cm) | 地上 | |
| 9 | B 階段 | 止水シート (60 cm) | 地上 | |
| 10 | N 階段 | 止水シート (60 cm) | 地上 | |
| 11 | A 階段 (横浜駅中央通路接続) | ウォーターゲート (35 cm) | 地下 | |
| 12 | エレベータ地上部入口 | ウォーターゲート (35 cm) | 地上 | |
| 13 | 3 階段 (東口駅前広場【L U S H 横】) | ウォーターゲート (35 cm) | 地上 | |
| 14 | 6 階段 (東口駅前交番横) | ウォーターゲート (35 cm) | 地上 | |
| 15 | きた通路接続部出入口 | ウォーターゲート (35 cm) | 地下 | |
| 16 | a u ショップ横 (自動扉) | 止水板 (70 cm) | 地下 | |
| 17 | a u ショップ横 (手動扉) | 止水板 (70 cm) | 地下 | |
| 18 | チュチュアンナ横扉 | 止水板 (70 cm) | 地下 | |
| 19 | ビック・ママ横扉 (手動扉) | 止水板 (70 cm) | 地下 | |
| 20 | ビック・ママ横扉 (自動扉) | 止水板 (70 cm) | 地下 | |
| 21 | まぐろ善横出入口 | ウォーターゲート (35 cm) | 地下 | |
| 22 | J I N S 横出入口 | ウォーターゲート (35 cm) | 地下 | |
| 23 | 中央通路接続部 | ウォーターゲート (35 cm) | 地下 | |
| 24 | J マーケット横出入口 | ウォーターゲート (35 cm) | 地下 | |
| 25 | 地下駐車場ポルタ側出入口 | ウォーターゲート (50 cm) | 地上 | |